

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

	業 者 名	住 所
①	大成ロテック（株）	東京都新宿区西新宿8-17-1
②	（株）龍生	高知県土佐市宇佐町宇佐2827-8
③	織田建設（有）	高知県高岡郡越知町越知甲1874

2. 指名停止措置期間

- ①、②ともに 平成25年5月20日 から 平成25年7月19日 2ヶ月
③ 平成25年5月20日 から 平成25年8月19日 3ヶ月

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

高知県高岡郡越知町発注の「町民総合運動場グラウンド施設整備工事」の入札をめぐり、落札者が談合により逮捕された事件で、入札に参加した大成ロテック（株）の高知営業所長、（株）龍生の従業員及び織田建設（有）の代表取締役らは、平成25年4月12日に須崎簡易裁判所から談合罪で罰金の略式命令を受けたため。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」「地方整備局（港湾空港関係）所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号イ又は10号の措置要件に該当する。

指名停止措置要領別表第2

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、 <u>一般役員等又は使用人</u> （使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 省略	逮捕又は公訴を知った日から 2ヶ月以上12ヶ月以内
10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、 <u>代表役員等</u> が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上 12ヶ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

○ 総務部契約課長 齋 藤 忠 俊 (内線2511)

総務部経理調達課長 下 園 義 朗 (内線6311)

○ 総務部契約課長補佐 中 村 正 文 (内線2512)